平成２２年（フ）第２９１４号
福岡市中央区今泉１丁目４番２―701号
債務者　新藤　光博
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９１５号
福岡市中央区今泉１丁目４番２―701号
債務者　新藤　美紀
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９１８号
福岡県宗像市東郷２丁目６番５号
債務者　神山　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９２８号
福岡県筑紫野市上古賀４丁目10番35号
シャーメゾン和Ｅ201号
債務者　枝松　宏樹
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９３３号
福岡市東区千早２丁目27番１―922号
債務者　伊藤　綾子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９３８号
福岡市中央区伊崎４番14号
債務者　松本　博行
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９４７号
福岡市城南区樋井川４丁目14番５―202号
債務者　江副　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９５３号
福岡県筑紫野市大字筑紫29番地５　筑紫ＭＳハイム105号
債務者　寺崎　征司
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９５９号
福岡県春日市須玖南７丁目40番地フローラセゾン202号
債務者　横山　　旭
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９８６号
福岡県宗像市和歌美台３番16号
債務者　関　　徳子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９８８号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂３丁目20番７号
債務者　里　小百合
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９９９号
福岡市早良区四箇田団地13番705号
債務者　坂井　敏幸
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０００号
福岡市東区舞松原４丁目３番223号
債務者　井口美智子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３００３号
福岡市西区愛宕南２丁目11番24号
債務者　梶原　知己
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０１４号
福岡県太宰府市吉松２丁目４番13号
債務者　松本　裕樹
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０２０号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目15番12号　エクセル二日市101号
債務者　浅野　昌彦
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０２４号
福岡市早良区高取１丁目19番21―201号
債務者　奥平　梨乃
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部